## 青果市場跡地活用に関する民間提案公募 参加資格に関する質問に対する回答

平成29年1月5日

回答日	質問 No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1月5日	1	公募概要	8	1-9(3)	本公募の参加不参加に係わらず、事業者公募に は参加可能という認識でよいのか。また、本公募 の内容も事業者公募の評価に影響はないのでしょ うか。	公募要項の通りです。 ・公募要項P143-12「今回の民間提案公募への応募の有無にかかわらず、今後の事業者公募に参加することは可能とします。」 ・公募要項P81-7「対話事業者については、優劣の評価はつけず、今後実施する予定の開発事業者公募での優先交渉権になることはありません。」
1月5日	2	様式3			提出書類の押印の印鑑は指定はありますでしょうか。 認印 等でも良いのでしょうか。	押印の印鑑について指定はありません。
1月5日	3	様式4,6		員一覧表」	グループでの提出の場合、グループ企業が決まっていない場合は記載ができないので提出しなくても良いのでしょうか。	グループ企業が決まっていない場合は、グループ企業について様式4,6について提出の必要はありません。
1月5日	4	様式8			弊社HPに会社概要を記載してますが、そのまま流 用する形でよいでしょうか。	会社概要について様式の指定はありません。
1月5日	5	様式8			いつの時期のものが必要になりますでしょうか。直 近の1年でよいでしょうか。	市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書、納税証明「その3の3」(消費税及び地方消費税)の写しについて,直近の2年分を提出してください。
1月5日	6	様式8		⑥徴収金滞納のないことの証明書、納税証明書の写し	ている行政にて証明書を発行してもらう必要があ るのでしょうか。その場合、当方所在地の行政では	福岡市内に法人本部がない場合は、本部所在地市町村発行の証明書を提出してください。 「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書」等を発行していない場合は、滞納が無いことが分かる、納税証明書等を提出してください。